答、見習職工ハ十七才以上ノモノデ一ヶ月十二円トシ（満銭）二年間ニ二十円迄増給スル事。

六、各種職工固定給ノ昇給ニ就テ

問 職工ノ固定昇給ハ年二回トシテ三十銭以上五銭以下ノ範囲内ニ於テ昇給セラレタシ

答 其ノ昇給ノ問題ハ考慮致シマス

四、臨時休業ノ場合

問 営業主ノ自己都合ニ依リ休業シタル場合ノ給料 如何

答 三ヶ月間ノ実收入ノ平均額ヲ単位トシテ休業日数ヲ乗ジタル金額ヲ支給ス

五、問、傷害疾病ニ就テハ

答 健康保険法ニ依リマス

六、問 保険関係ニ関シテ支給方法ハ

答 前ヶ四項ニ付全實收入ヲ基礎トシ全額ヲ支給スルコトハ当局ハ会費ヲ給ス（金額未定）

旅費ハ会社ハ保留スルコト

八、問 退職手当ハ左記ノ標準ニ依リ支給セラレタシ

★ポンテル會争議資金に応募せよ！

―兄弟達を見殺しにするな―

先に報じた様にポンテル會争議の経過は、吾々秋峯の同志諸君も窮地に陥し入れつゝある。即ち暴戻なるポンテル會主早矢志テルは田以近郊本家地主の忠実なる番犬として貪欲ま東の暴虐振りを発揮しつゝある中型男を―して先に拉し去った勝員、龍木両君を寄盟罷の污名の下にブタ箱の中に閉じ込めるに至った。加ふるに當争議資金は微細なる争議團員の自腹で今日迄辛くも支へ続けて来たが、かゝる状態は既にプロレタリアの断じて默過することは出来ない、ポンテル会同志諸君の勝利は、我々の勝利だ！出来得る限りの闘争資金を直ぐ争議團本部へ送れ！

兄弟達を見殺しにするな！

社会奉仕に名を借るポンテル会をぶっつぶせ！

ポンテル會争議團萬歳！

一九二九、一一、一六

淀橋町柏木 ポンテル会争議 應援協議会

（中野町字宮前四三五 ポンテル会争議團本部）